

2020年4月13日

エコアクション21認証・登録事業者
経営者各位

(一般財団法人持続性推進機構)
エコアクション21中央事務局
事務局長 佐藤隆史

新型コロナウイルス感染症に係る特別措置法に基づく緊急事態宣言について（第2報）

平素より、貴社における環境経営へのお取り組みに対し、心より敬意を表する次第です。

さて、2020年4月7日付けでエコアクション21中央事務局長より「新型コロナウイルス感染症に係る特別措置法に基づく緊急事態宣言について」をご通知いたしました。その後、全国の自治体でも独自の緊急事態宣言・非常事態宣言等の要請が発出されている状況を踏まえ、新型コロナウイルスの感染拡大防止策について、国全体でより一層の取組が必要と判断いたしました。

つきましては、下記のとおり、緊急事態宣言における指定自治体、区域だけでなく、全国を対象に「審査」の停止を決定いたしました。

事業者のみなさまには、かさねてご不便をおかけいたしますが、ご理解のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

なお、今後も政府、社会の動向を注視し、更なる決定をした場合には、速やかにご通知させていただきます。

記

1. 2020年4月8日から「緊急事態解除宣言」が発出されるまでの間で、更新及び中間審査について、審査の期日をむかえる事業者様につきましては、すべての審査を停止させていただきます。ただし、緊急事態解除宣言が発出された後は、速やかにエコアクション21更新・中間審査の手続きを開始させていただきます。
2. なお、既に現地審査を終了している事業者様につきましては、その後の所定の手続きは通常通り進めさせていただきます。

3. また、上記1. に該当する事業者様で、更新日を迎える事業者様については認証・登録を継続扱いとさせていただきます。

※更新手続き中である旨の証明が必要な場合は、エコアクション21中央事務局あてにメールでお知らせください。

【連絡先メールアドレス：info@ea21.jp（担当）長谷川】

以上